

「18歳から大人になる」ということ ～成人になったとたんに狙われる!?

民法の改正により、4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。大人になると、どんなことに注意しなければいけないのか？現在18歳の高校3年生のギモンに、消費生活センターの相談員が答えます。



3年生 清水さん



3年生 吉田さん

埼玉県立狭山清陵高等学校に通う、現在18歳の2人が質問します

教えてください！

Q 今年の4月から成人っていわれても実感が湧かなくて…。一体何が変わるんですか？

A 18歳になったらできることと、今までどおり20歳にならないとできないことがあります。



| 18歳になったらできること | 20歳にならないとできないこと |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 親の同意がない契約 10年有効のパスポートの取得 国家資格の取得(公認会計士や司法書士など) 結婚(女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に) 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受ける | <ul style="list-style-type: none"> 飲酒、喫煙 競馬、競輪、オートレース競艇の投票券(馬券など)を買う 大型、中型自動車の取得 養子を迎える |



現在の20歳の人と全く同じ扱いになる訳ではありませんが、できるようになることもたくさんありますね。中でも皆さんにとって最も変わるのは、「親の同意なく契約ができるようになる」ということです。

Q 契約って、なんか難しそうで僕たちとは関係なさそうですけど…



NEXT! (次のページへ)



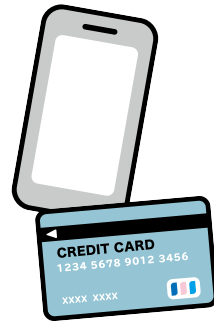
A 実はそんなことないんですよ。契約は合意があれば口約束でも成立するので、皆さんの周りには契約であふれています。「コンビニでおにぎりをかう」「バスや電車に乗る」、これらも契約です。



Q そうなんだ！でも、コンビニなんて今までも行ってるし、あまり変わらないような？



A 未成年の間は親の同意が必要な契約もあります。例えば携帯電話の購入や、クレジットカードの作成など。成人になると、これらの契約を自分の判断でできるようになります。契約をする・しないは個人の自由ですが、いったん契約をしたら勝手にやめることはできないので、慎重な判断が必要になります。そして、そんな皆さんを悪質業者が狙っているんです。

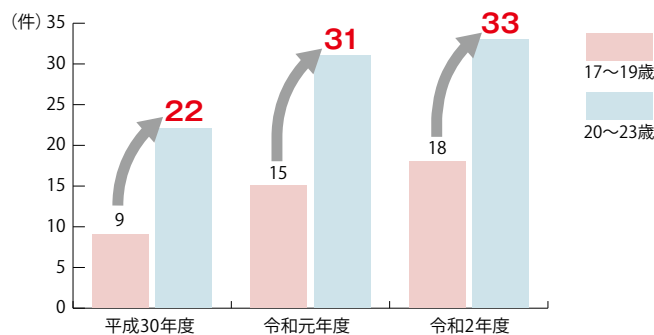


Q 18歳以上の人なんてたくさんいるのに、どうして僕たちが狙われるんですか？

僕じゃなくても...



A 未成年であれば親の同意を得ずに行った契約を取り消す「未成年者取消権」を使うことができますが、18歳からはこの権利を使うことができなくなります。社会経験の少ない成人になりたての皆さんは悪質業者の絶好のターゲット。高校卒業後、進学や就職で生活もガラリと変わるこの時期にトラブルに巻き込まれる可能性は大いにありますよ。実際、狭山市でも成人になるタイミングで相談件数が増加しています。



成人になった途端に相談件数が急増！

今はネットで何でも調べられるんですよ。みんな、大人よりたくさん情報を持っています。あやしい話ならすぐに分かるから、私は騙されませんよ！





騙された人は皆さん揃ってそう言いますね。でも、ネット情報が全て正しいとは限らないし、「お得」「もうかる！」などと欲望をくすぐられると冷静な判断ができなくなります。しかも年齢が近い人に親しげに、言葉巧みに話しかけられると業者の勧誘だと気付かない場合もありますよ。



そう言われると自信がなくなってきました…。でも、急に声を掛けられたら僕たちだって警戒しますよ。



若者に多く見られる悪質商法の入り口は、友人や先輩からの誘い、SNSやインターネット広告が大半です。初対面でも、SNSで交流した人だと気を許してしまいそうですよね。

Q

確かに、それだと話を聞いてしまいそうです。対処法はあるんですか？



A

絶対にその場で契約しないことです。「考えたい」と伝えても、「大人になったのだから自分で判断できるよね」と契約を急かされたり、「この件は誰にも言わないように」と言われたりしたら要注意。**大人になる＝全て自分で決めることではありません。**家族など本当に信頼できる人に相談する、相手に説明を求めるなどして冷静に考える時間を取ることが大切です。そうやって契約することの重みを学び、正しい判断が出来る知識を少しずつ身に付けていきましょう。



まずは「自分はまだ子ども」という考えをなくさなければいけないですね。気を付けなければいけないことも多いですが、できることの幅が広がるのは楽しみです！



いきなり大人になると言われてもどうも実感が湧きませんでした。今までどおり親や友人に相談することも大切ですね。特に、「おいしい話」には注意します！

少しでも困ったり、不安に思ったりしたときは、消費生活センターへご相談ください
場所中央図書館5階 相談時間月～金曜日の9時30分～16時
(12時～13時を除く) 相談電話 ☎2954-7799

ホームページでは実際にあった相談事例などを紹介しています



問合せ 消費生活センターへ ☎2954-7745